

文教福祉常任委員会

委員長 竹野光雄

平成26年度南相馬市一般会計補正予算について

質 疑 東日本大震災遺児等支援基金積立金について平成26年3月31日で寄付金の受付を締め切ったが、引き続き支援したいとの声に對しての対応は。

答 弁 災害復旧・復興義援金を案内し、子どもの健やかな育成を図る事業等の財源となる「みらい夢基金」に積み立て活用する。

質 疑 保育士等処遇改善臨時特例事業補助金について、本市に限らず、保育に係るスタッフ不足があり、処遇改善が大事であるが、どの程度の額が上乘せになるのか。

答 弁 昨年の実績ベースだと、対象人数774人。一人当たりの賃金の平均月額改定が常勤の職員で8千238円。非常勤で5千675円となっている。

質 疑 災害見舞金について、未申請世帯が、震災被災者と義援金配分対象外の世帯とあるが、未申請はどれくらいあるのか。

答 弁 り災判定が終わり、見舞金の申請をされていない方と、義援金配分対象外の鹿島区の7世帯である。

質 疑 南相馬市鎮魂復興市民植樹祭開催負担金について、委託料を計上した理由について。

答 弁 県事業で整備する防潮堤で植樹を行うことから制約が多く、造成に係る設計委託料を計上した。



鎮魂植樹（鹿島区右田浜）

質 疑 大気浮遊じんモニタリング事業について、放射性物質の飛散状況を調査することのだが、市内5ヶ所であるが、機種や、測定頻度に違いはあるのか。

答 弁 今回市で設置する予定の機種は、強制吸引方式で毎日24時間監視するもので、タイムラグはあるものの、その結果はホームページ上で公開する。

質 疑 小学校情報教育機器整備で、教員と児童生徒のためのパソコン等の機器購入であるが、リースの方が有利と思うが、購入するにあつたのか。

答 弁 しっかりしたサポート体制をとるべく、リースではなく購入すると判断したものである。

質 疑 南相馬市子どもための教育・保育給付の支給認定基準を定める条例制定について

質 疑 子ども・子育て支援法の制定に伴い、教育・保育給付の支給認定基準を、国の基準に準拠した形であるが、どのように重要視したのか。

答 弁 事前にニーズ調査を行った結果、現行どおりの基準となる就労時間が月64時間で充足するものと判断した。この基準に該当しない方には、一時預かり保育など別の支援制度で対応していく。

質 疑 南相馬市地域型保育事業の設置及び運営に関する基準を定める条例制定について

質 疑 地域型保育事業の設置等に関する基準であるが、国の基準を上回る充実した内容にするべきと考えられているか。

答 弁 本市の保育施策がおおむね国の基準に沿った運用であり、国の基準よりハードルを高めてしまうと、施設側の対応が困難になり、国の基準を用いることとした。

質 疑 南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について

質 疑 定員を上回る応募があつた場合の選考として、抽選や先着順、当該施設の設置者の教育理念や基本方針により選考するとある。市が申し込みを受けて選考し、保育園に委託するというのが基本ではないのか。

答 弁 国の基準に基づいて策定したものが、その上位法は子ども・子育て支援法であることから、支援法に基づいて本則で定められ、児童福祉法に基づく保育所の規定は附則で定められたという構成になつたものと考えられる。

反対討論 市から委託を受けた場合は正当な理由がない限りこれを拒んではならないとあるが、本来は本則にきちんと入れるべきである。南相馬市自らがよりよいものをつくる姿勢に立つべきであり、反対。

賛成討論 附則とはいえ正当な理由のない提供拒否の禁止等は明文化されており、運用上対応が可能と考えることから本案には賛成。

採決の結果、原案通り可決。

建設経済常任委員会

委員長 小川尚一

平成26年度南相馬市一般会計補正予算について

質疑 大町地域交流センター管理運営事業について、バイオマスの発電設備が、現在止まっているように、その経過と対策について。



大町地域交流センター バイオマス発電設備

答弁 木質チップを利用したボイラーで空調を行っているが、夏にかけて冷房装置を稼働させたが、近所から煙とか臭いが出るということで話があり、それ

降、木質ボイラーは停止している。現在事業者と対策を協議し、メーカーの責任の中で、期限を切って改善策を図るよう今後進める。

質疑 東日本大震災農業生産対策交付金事業補助金について、土壌改良剤散布

ということではゼオライト等の土壌改良剤の散布だが、毎年散布すると思われるが、いつまでと考えているか。

答弁 津波被害にあったほ場の復田をされた地域について、土壌改良をするという事業で、散布等の時期は、予算の承認後、地元説明等

をしながら2月末までには散布を終える予定である。

質疑 また、納入の業者は農協が主だったと思うが、なぜ農協だけなのか。

答弁 補助事業ということで、農協が事業主体となり津波被害にあった各ほ場について復田をしており、そこに土壌改良剤を散布す

るため、農協が事業主体で資材購入とあわせて散布をする形になっている。

質疑 鳥獣被害防止緊急対策事業について、果実収穫で、処分業務委託と処分地設置管理業務委託の委託先について伺う。

答弁 果実収穫処分業務は、避難指示区域内の放置された果樹の果実収穫をお願いする業務で、委託先は、地元の内容等を十分熟知している各地区の復興組合に委託をする考えである。処分地設置管理業務は、穴を掘ってそこに一時的に保管

する考えで、作業等についての委託は、建設業関係で考えている。

質疑 都市公園除染対策事業について、陣ヶ崎公園墓地の現在の放射線量は、どの位で推移しているのか。

答弁 直近のもので9月1日現在、地上1cmで0.67μSv/h、地上50cmの測定値が、0.57μSv/hである。

質疑 災害公営住宅管理一般経費で、借上げ住宅に入居されている方にアンケートをとる内容を伺う。

答弁 災害公営住宅350戸の建設をアンケート調査をもとに進めているが、まだ回答されていない方で県外の方、南相馬の仮設住宅を含めてアンケート調査を実施し、それに基づいて不足の場合には、さらに災害公営住宅の建設等を検討していく。

質疑 小高川堤防支障枝伐採事業について、今回の作業範囲を伺う。

答弁 場所は、浮舟橋から琵琶橋までで、その右岸市街地側である。全体延長は、1千800メートル程度、桜の本数は278本で、今回の計画は500メートル程度で、今後3カ年程度にわたって事業をしていきたい。

審査の結果、原案通り可決。

南相馬市サービスエリア利活用拠点施設条例制定について

質疑 指定管理者の選定について伺う。

答弁 市が定める指定管理者の指導要綱等に基づき選定する。この条例が議会承認され施行された後に10月1日から公募をし、応募のあった団体を1次審査の書類審査、さらに2次審査のプレゼンテーションを指定管理者審査委員会において審査の上決定し、12月議会承認をいただき指定することとなる。

審査の結果、原案通り可決。

南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について

質疑 今年度中に企業立地等決まった企業もあるが、今後の見込みを伺う。

答弁 下太田工業用地の誘致で、ワインディング福島以外に4社と売買契約の調整を進めており、それぞれ4社の売却面積を合計すると、約3.9ヘクタールの面積になり、およそ3億6千万円を26年度中の歳入として見込んでおり、一般会計からの借入については、全額返済ができる予定である。

質疑 合わせて5社の雇用人数の見込みを伺う。

答弁 16名の新規雇用が見込まれ、全体では70名の雇用が見込まれている。審査の結果、原案通り可決。